

## 施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市文化会館		
所在地	宇都宮市明保野町7番66号		
根拠条例等	宇都宮市文化会館条例（昭和53年条例第38号） 宇都宮市文化会館条例施行規則（昭和54年規則第22号）		
設置年月日	昭和55年4月7日		
設置目的・ 業務内容	設置目的	宇都宮市文化会館は、宇都宮市文化会館条例（昭和53年12月22日条例第38号）に定める施設として、芸術文化の振興及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸術文化の振興及び市民福祉の増進に関する業務</li> <li>・ 施設の運営に関する業務</li> <li>・ 施設の利用許可及び制限に関する業務</li> <li>・ 施設の維持管理に関する業務</li> <li>・ その他の業務</li> </ul>	
開館時間	午前9時から午後10時まで		
休館日	毎月第1・第3月曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人うつのみや文化創造財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	247,546千円	
	使用料（利用料金）収入	0千円 ※ 改修による休館のため	
利用者数(のべ人数)	0人 ※改修による休館のため		
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階，地上4階		
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	33,102m <sup>2</sup>	延床面積 (m <sup>2</sup> )	16,978m <sup>2</sup>

	施設名	定員	面積																				
主な施設内容	大ホール	2,000人	5,600㎡																				
	小ホール	500人	1,800㎡																				
	展示室	—	431㎡																				
	第1会議室	100人	135㎡																				
	第2会議室	60人	90㎡																				
	第3会議室	30人	48㎡																				
	第4会議室	18人	51㎡																				
	和室（第1，第2：茶室兼用）	20人	各15畳																				
	研修室	45人	95㎡																				
	第1練習室（音楽練習用）	—	190㎡																				
	第2練習室（演劇・舞踏練習用）	—	198㎡																				
	駐車場	838台	—																				
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市文化会館条例第7条に基づく使用料減免の内容は下表のとおり</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者区分</th> <th>件数</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>障がい者</td> <td>8件</td> <td>170千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>障がい者</td> <td>6件</td> <td>182千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>障がい者</td> <td>0件</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計（過去3年度）</td> <td>14件</td> <td>352千円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成28年度は改修工事により休館</li> </ul>			年度	利用者区分	件数	減免額	平成26年度	障がい者	8件	170千円	平成27年度	障がい者	6件	182千円	平成28年度	障がい者	0件	0千円	合計（過去3年度）		14件	352千円
	年度	利用者区分	件数	減免額																			
平成26年度	障がい者	8件	170千円																				
平成27年度	障がい者	6件	182千円																				
平成28年度	障がい者	0件	0千円																				
合計（過去3年度）		14件	352千円																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化会館食堂は、施設の目的外使用により運営</li> <li>指定管理者は、独自に施設を利用した自主事業を行うことができる。自主事業を実施する際、得られた収入は指定管理者の収入となる。ただし、事業実施に係る利用料金や目的外使用料、その他経費は指定管理者の負担となる。なお、自主事業を実施する際は、あらかじめ宇都宮市と協議する。 (指定管理者が独自に行うことができる業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>自主事業（鑑賞事業，教育普及事業，地域や文化団体と連携した事業等）</li> <li>物販事業（チケット販売，自動販売機の設置等）</li> </ul> </li> </ul>																							